

南九州市告示第155号

南九州市歴史的風致維持向上協議会設置要綱を次のように定めた。

令和 8 年 8 月 21 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市歴史的風致維持向上協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成等に関し必要な事項を協議するため、法第11条第 1 項の規定により、南九州市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 歴史的風致の維持及び向上に資する取組に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、計画に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者等
- (3) 関係行政機関等の職員
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が定められていない場合にあっては、市長が会議を招集する。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数となったときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その説明を求め若しくは意見を聴き、又は関係書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、歴史文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。